

**東京商工会議所 生命共済制度加入者向けサービス  
「見舞金・祝金制度」に関する運営要領**

**(目的)**

第1条 東京商工会議所生命共済制度加入者向けサービス「見舞金・祝金給付」(以下、「本給付」といいます)は、生命共済制度(福祉団体定期保険、以下、「主契約」といいます)の保障対象となっていない病気入院、事故通院等について小額な一時金給付である見舞金・祝金の給付を行うことを目的とします。

**(対象者)**

第2条 本給付の対象者は、主契約に加入する商工会議所(以下、「本商工会議所」といいます)の会員事業所の事業主、役員、従業員およびその配偶者(以下、「加入者」といいます)とします。

**(運営費)**

第3条 本給付は制度運営事務費の一部を活用して運営されています。

**(責任開始日)**

第4条 主契約の加入日と同時に効力を有します。

**(保障期間)**

第5条 この規定の保障期間は主契約の保障期間と同一とします。

**(消滅)**

第6条 主契約の脱退日と同時に効力を失います。

**(病気入院見舞金・事故通院見舞金)**

第7条 本商工会議所は、加入者がこの規定の保障期間中に、次のいずれかに該当した場合に、その加入者について定められた額の見舞金を支払います。

(1) 病気の治療を目的として、5日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。ただし、共済事業年度毎(12月1日～翌年の11月30日)に1回を限度とします。

加入口数 5口以下・・・10,000円

加入口数 6口～10口・・・20,000円

加入口数 13口～15口・・・30,000円

加入口数 18口以上・・・50,000円

ただし、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院5日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

(2) 不慮の事故を直接の原因として、5日以上通院したときに、次の事故通院見

舞金を支払います。ただし、共済事業年度毎（12月1日～翌年の11月30日）に1回を限度とします。

加入口数 5口以下・・・10,000円

加入口数 6口～10口・・・20,000円

加入口数 13口～15口・・・30,000円

加入口数 18口以上・・・50,000円

ただし、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした事故通院5日目の日が属する月の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

共済事業年度更新日（12月1日）にまたがる見舞金請求の場合、翌事業年度の給付対象とします。ただし、61歳での本制度上の加入口数減口については、給付要件を満たした5日目が共済事業年度更新日にまたがる場合、減口前の加入口数を基準にして見舞金を支払います。

### （結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金）

第8条 本商工会議所は、加入者が保障期間中に次のいずれかに該当した場合に、その加入者について定められた額の結婚祝金、出産祝金もしくは二十歳祝金を支払います。

（1）加入者が結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

・一律 10,000円

（2）加入者の子供が生まれたとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者として加入している場合は、夫婦の両者に出産祝金を支払います。

また、多胎児の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

・一児につき一律 10,000円

（3）加入者が20歳の誕生日を迎えたとき、次の二十歳祝金を支払います。

・一律 10,000円

### （病気入院見舞金の請求手続）

第9条 加入者は第7条（1）の規定に該当した場合、「病気入院見舞金請求書」を本商工会議所に提出し請求を行うものとします。

なお、診断書、入院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付対象となる内容を証明したものを添付した場合は、病気入院見舞金請求書の医療機関記入欄の医師による証明を省略できます。

この場合の医療機関とは、主契約に定めた病院又は診療所のことをいいます。

2 前項の内容について医療機関に照会することがあります。

3 本商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

### （事故通院見舞金の請求手続）

第10条 加入者は第7条（2）の規定に該当した場合、「事故通院見舞金請求書」を本商工会議所に提出し請求を行うものとします。

なお、診断書、通院証明書もしくは医療機関発行の領収書などの原本もしくは写しで、給付対象となる内容を証明したものを添付した場合は、事故通院見舞金請求書の医療機関記入欄の医師による証明を省略できます。

この場合の医療機関とは、主契約に定めた病院又は診療所のことをいいます。

- 2 前項の内容について医療機関等に照会することがあります。
- 3 本商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

#### (結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金の請求手続)

第 11 条 加入者は第 8 条の規定に該当した場合、「祝金請求書」を本商工会議所に提出し請求を行うものとします。なお、次の書類を添付してください。

(結婚祝金) 婚姻日が証明できる次の書類のいずれか。

- ・戸籍謄本（抄本）の原本または写し。
- ・結婚受理証明書の原本または写し。

(出産祝金) 子供の生まれた日が証明できる次の書類のいずれか。

- ・戸籍謄本（抄本）の原本または写し。
- ・住民票（続柄記載のあるもの）の原本または写し。
- ・母子手帳（母子の記載欄で出生届出済証明がある面）の写し。

(二十歳祝金) 生年月日が証明できる次の書類のいずれか。

- ・住民票の原本または写し。
- ・運転免許証、健康保険証、パスポートなどの身分証明書の写し。

- 2 本商工会議所は前項以外の書類の提出を求めることがあります。

#### (病気入院見舞金を支払わない場合)

第 12 条 本商工会議所は、加入者が第 7 条（1）の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 病気の治療で入院した日から 3 年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または被保険者の虚偽の請求によるとき
- (3) 継続入院の 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院
- (5) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

#### (事故通院見舞金を支払わない場合)

第 13 条 本商工会議所は、加入者が第 7 条（2）の規定に該当し請求があった場合であっても、次の各号によるときは、事故通院見舞金を支払いません。

- (1) その治療のための通院開始日から 3 年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院日数 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき

- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因のとき
- (5) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

#### (結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金を支払わない場合)

第 14 条 本商工会議所は、加入者が第 8 条の規定に該当した場合であっても、次の各号によるときは、結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金を支払いません。

- (1) 結婚・出産・20歳になった日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が振替不能による脱退取扱いになったとき
- (4) 主契約の約款に定める保険金・給付金を支払わない場合の条項に該当するとき

#### (病気入院見舞金・事故通院見舞金の支払留保期間)

第 15 条 本商工会議所は、加入者が第 7 条の規定に該当した場合であっても、次のよるときは、見舞金の支払を留保します。

- (1) 継続入院又は通院日数の 5 日目の日が属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認がされた月の翌月 10 日に支払います。

#### (結婚祝金・出産祝金・二十歳祝金の支払留保期間)

第 16 条 本商工会議所は、加入者が第 8 条の規定に該当した場合であっても、次のよるときは、祝金の支払を留保します。

- (1) 支払事由発生日の属する月の月額掛金が入金されていない場合は、入金確認がされた月の翌月 10 日に支払います。

#### (見舞金、祝金の支払日)

第 17 条 本給付の請求書の受付は、毎月 25 日で締め切り、翌月 10 日に支払います（但し、支払日が休日・祝祭日の場合は翌営業日）。なお、事業所受取の場合は掛金引去口座へ、本人受取の場合は本人口座へ支払います。

#### (契約の解除)

第 18 条 主契約の約款に定める各種解除の条項に該当するときは、契約の解除を適用いたします。

#### (運営要領の変更)

第 19 条 「見舞金・祝金給付に関する運営要領」について変更が必要と判断される場合には、本商工会議所事務局長が改定するものとします。

(その他)

第 20 条 この運営要領に特段定めがない場合には、その都度本商工会議所事務局長が定めるものとします。

附 則

1. 本運営要領は平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
2. 施行日前の発生事由は対象外とする。
3. この改定運営要領は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
4. この改定運営要領は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
5. この改定運営要領は平成 24 年 12 月 1 日から実施する。
6. この改定運営要領は令和 4 年 12 月 1 日から実施する。(成人祝金の名称変更)